

# 市町村合併調査研究特別委員会

平成15年2月4日午前10時20分から第1会議室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎西谷 剛周	○野呂 民平	森河 昌之	山本 直子
松田 正	中西 和夫	里川宜志子	萬里川美代子
中川 靖広	喜多 郁子	浅井 正八	木田 守彦
吉川 勝義	小野議長		

## 2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	助 役	芳村 是
収 入 役	中野 秀樹	総 務 部 長	植村 哲男
企画財政課長	池田 善紀	同 課 長 補 佐	山崎 善之
同 課 長 補 佐	西巻 昭男	同 係 長	加藤 恵三

## 3. 会議の書記

議会事務局長	浦口 隆	同 係 長	上埜 幸弘
--------	------	-------	-------

## 4. 審査事項

別紙の通り

委員長 開会（午前10時20分）  
全委員出席されておりますので、ただいまより、市町村合併調査研究特別委員会を開会します。  
それでは、初めに町長の挨拶をお受け致します。

町長 （町長挨拶）

委員長 まず最初に本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。  
署名委員に、松田委員、中西委員のお二人を指名いたします。両委員にはよろしく願いいたします。  
それでは、本会議から付託を受けました議案第1号、平群町・三郷町・斑鳩町・安堵町・上牧町・王寺町・河合町合併協議会の設置についてを議題と致します。  
理事者の説明を求めます。

企画財政課長 （議案書朗読）

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受け致します。

山本委員 ただいまご説明いただいた協議会規約の件で、規約の改正とかについてはどうのように考えたらいいか、もう少し分かるように説明していただきたいです。

企画財政課長 この規約ですが、これについては一部事務組合の規約と同じように理解していただいたら結構かと思います。例えばこれを変更する場合におきましては、各町が集まっていただき協議していただきまして、その中で変更が決まりましたならばそれぞれの議会におきまして、議会においてその変更の規約について議決を求めることになってきます。

吉川委員　この規約の7条中の4号ですが、学識経験者を有するものが若干名となっておりませんが、もし何名であるか判っておれば教えていただきたいのと、私は出るのであればこの人数をできるだけ多くして、議会の関係では議長と各1名、計2名になっていますが、これを1名にしてでも1人でも多く選出していただけたらと思う。そういう関係はどうなっているか。

企画財政課長　今現在、第4号にあります学識経験を有するもの若干名の人数につきましては、まだ7町の中で決まってございません。仮に合併協議会ができることになったら、準備会の会議においてこれの人数を何人にするかご相談されると考えられます。もう1点議員各1名の関係でございますが、これにつきましても7町それぞれ同一規約を出しておりますので、もしこれが通った場合、後これが変更となりましたならば、合併協議会の中で相談されて、その修正案につきましてそれぞれの町の議会に持って帰られまして、それぞれの議会において議決案件として付議されることになります。

吉川委員　それを変更するにはどういうメンバーがされるのか。

企画財政課長　仮定の話で申し訳ないですが、7町でこの規約が通ったならば、その後において合併協議会ができてまいりますので、その中でご協議されると思います。

吉川委員　合併協議会ができるまでの協議していただく人数のことを聞いているのですが。

企画財政課長　今現在合併協議会ができるまででしたら、広域圏の市町村協議会がございまして、その中で議題になってこようかと想定されます。

吉川委員　　そこで特に斑鳩町から出ていただく方をお願いしておきたいのですが、先ほど申し上げたことについて是非意見を述べてもらって、できるだけ7町の学識経験者、いろんな意見を持っておられる層の方を入れていただきたいと思います。私は公募してでも委員を選出していただけるように働きかけていただきたいと思います。意見として言っていただけますか。

町　長　　いずれにしても広域の協議会等ございますから、流れを見てどういう形か、みなさんがどうおっしゃるのか踏まえていかないと、当然吉川委員がおっしゃっていただくように若干名の数を増やすということもいいことですし、少なくとも市町村協議会に議長も出ておられますから、そこらを十二分にわきまえながら発言してまいりたいと思っています。

吉川委員　　是非ともその意見だけは申し述べていただきたいと思います。

松田委員　　今の問題に関連するのですが、少なくとも規約の原案を作る際に、協議会の委員の関係について、まず構成になるのは首長ですね、議会の代表ですね、そして学識経験者ですね。その中で数がはっきりしていないのは学識経験者だけですね。そうすると首長と議会の代表の関係で言っても3名ですね。規約を作る際に学識経験者を若干名としていますが、少なくとも原案を作成する段階において、学識経験者の数というのは概ね協議会の中で想定されていると思う。そういう意味から見て均衡的な面からいくと、各自治体で首長、議会関係が3名とするならば、常識的には学識経験者は3名くらい想定されているのではないかと思う。そして1つの各自治体の関係で協議会に参画する代表者としては6名程度になるのではないか。7町で42名ほどの構成になるわけです。そういうことなどを考えていくと、それほど増やしていくように思えない。それは1つの判断材料にしていくのは、例えば合併したときの議員数なりを想定して割り出している面から見

でも自ずから想定できるのだらうと思う。ですから少なくとも現時点で学識経験者が3名なら3名を想定しているのなら想定しているということくらいははっきりしないと、そのことさえも曖昧にできていくというのは如何なものかと思う。もしそういうことが決まっていなくてとするなら、若干名という数についての適正な数とは一体どうなのかと言える余地がまだ残っていると判断していいわけですね。しかし概ね3名の枠が決まっていて、若干名という表現だけしているのだということになれば、それを崩していこうというのはなかなか斑鳩町だけではできないということになるかわかりません。ですからその辺の所はもう少しはっきりしておかなければいかんのではないかと思う。

なぜこういう関係で、学識経験者の関係などについての意見でも数を増やしていけというのには、やっぱりできるだけ議会とか首長の判断ではなくて、住民に十分咀嚼した中で協議を進めてほしいという願いから出ている問題だというように私は思う。であるとするなら、そのことが一体どの程度が適正であるとか、限界であるとかいうことについては、数の問題としては言えることになるのではないかと。それが言えないということは概ね固まっているというふうにみているのではないかと思うのです。そうではないのですか。協議の余地があるということなのか、大筋この枠というものについてはほぼ合意に達しているということだと私は思うのです。そう思うことの方が常識的だと思うのです。その辺はどうなのですか。

企画財政  
課長

この若干名の数については現在決まっておられません。この数については7町が今後協議して定めることになっております。

松田委員

決まっていないから今後だと言う関係で、この規約を審議しろと言っても審議でないという関係ですね。7町の方で決まっているのですから、斑鳩町だけ我々が幾ら言っても現段階では要望の範囲しか出ないわけですね。ところが果たしてこれでいいのかどうか。なぜ学識経験

者若干名というところにどの程度考えているのか、あるいは考え方が示されない状況で増やせとかは我々言えないわけですね。果たしてどんな協議会を作ろうとしているのかということがますます曖昧になってしまうと、私は思うのです。その辺の関係と、決まっていなかったら、決まっていなくて素直に受け止めて、斑鳩町としては学識経験者何名くらいが必要なのかとしているのか、そういうことは言えるでしょう。どう考えているのですか。

町長 　　いずれにいたしましても、3月27日に7か町村協議会がございまして、そこでこの数等については議論になってくると思います。その辺まで今のところは、これは7町でもその数の関係等については議論はしなかったということでもあります。今後3月27日の時にそういう数については当町としてこういうご意見があったということを通じて調整してまいりたいと考えております。斑鳩町で市町村合併の関係の委員会が出たご意見につきましては十分申し上げていきたいと思っております。

松田委員 　私は今話が出ていますように、協議会が設置されて協議会の構成が3者構成になるのですが、その中でまだこの中で余裕のある関係は若干名と書いている学識経験者になっていると、数で決まっているなら議員の数を減らしてでも住民に聞こうという意見などがでる。そういうことなどをどう受け止めるかという問題です。

私はこのように思うのです。例えば本会議において陳述人が5つのなぜ7か町合併なのかということについて言われました。確かにこの件については抽象的な面で総括的にそういう面もあげられると思いますが、それはメリットの面の強調であって、デメリットの関係については具体的に述べられている状況ではないと思う。特に私どもが今日的段階において捨得しなければならないのは、市町村の合併の論理というのは盛んでありますけれども、今日の段階で学者とか官僚の目線の高い論者が非常にうがっているというふうに使われているわけですから

ね。なぜ地域に生まれ地域に居た人々の視点に立って光が当てられないのだろうかということが今言われているわけです。お互いの顔が見えなくなるという広域自治体において人々の声なき声がどのような形で一番有効に行政に届くのか、それを真剣に議論しない限り、たとえば交付税の要望などの上げにつられ合併したとしても、財政の好転ということには一時的なものに終わってしまう可能性は十分にあるということが、一般的に我々としてもそういう面について十分検討していく必要がある。そういう議論を協議会などに委ねてもう少し掘り下げた議論をしてほしいという願いも持っているわけです。この合併問題において一般住民には合併したからといって役場の人々が急に親切になったりするものでないだろうというふうに言われている向きもあるわけですね。そういったこと等々が十分に議論していかない限り、住民の中にきちっとした合併問題の議論になっていかない弱さがあるわけですね。先般平群町で行われました町長選挙においても、候補者そのものについては、合併問題についていろいろ提起はしていますが、投票する住民の側については、あまりこの合併問題について深い関心を持っておいでになったと見受けられないというのが全体的な見方にもなっているわけです。それはなぜなのかということになってまいりますと、まだまだこの合併問題について住民の中に浸透して、住民一人一人が考えていくというふうな状態にはなっていない。そこの所をどう掘り下げていくのか、そこの所をどう住民一人一人の問題として取り上げていただくようにするのかということについて、議会としても深い関心を持っているから先ほどのような発言になってくるのだと思うのです。理事者側もそういうような気持ちがあるとするのなら当然この構成については形式的な形だけ整えようというのではなく、実質的な論議ができる場にするために、どういう構成とどういう方法で決めるのかということを考えられていいのではないかと思います。そういう立場に立って議会が今日の協議会設置について、構成がどうなるのだろうかということに深い関心があるからこそ、今のような発言になってきているのだろうと思う。そういうことについて理事者側が十分理

解をするなら、もっと率直に受け入れて、そして積極的にそういった面についてどう意思が反映し、いわゆる住民の目線にたった論議ができるのかどうかということについては真剣に考え、またその人選についても十分に配慮していくということがあっていいのではないかと思うのです。だからそういう立場からの先ほどのご意見だと受け止めれば考え方というものは、7町の関係ですから斑鳩町だけではどうにもならないということもあるのでしょうか、考え方というのはこのように示した、その中で議論したけれど結果的にこうなった、という報告ができるスタイルを是非整えてほしい。このことが協議会設置についての基本的な判断材料になってくるというふうに思っている。ですからもう少し腹を割った率直な意見開陳をしてもらえないかと思えます。

町 長 松田委員あるいは吉川委員のご指摘の関係については、3月27日当然こういうご意見が出てまいりますし、我々としてはこういうご意見を申し上げて、できるだけ住民から学識経験者の関係等については努力してまいりたいと思います。

里川委員 今規約の点でいろいろご意見が出ているのですが、私も同じような思いをしていました。この規約につきましては設置についてと合わせて議決というふうに提案をされていると思うのですが、ところが議決するに当たってこの委員の定数自体が決まっていないということで、私たちはどのように受け止めたらいいのかなと、議決しなければならぬ規約なのに委員の定数が決まっていない。委員の定数というのは地方自治法の252条の4の第1項の4で、委員の定数を定めなければならないとなっていたのではないかなと思う。その規約の判断をするとき、その定数が不明であるというのは規約としては不備ではないかと感じたのです。それと情報公開についても今の時代ですので、この規約の中に情報公開するのだとはっきりと謳われるべきではないかということもこれを見たとき感じ取ったのです。合併ということ自体



が情報公開をするというふうな考え方についても、きちっと整理して規約にも謳ってもらえるような状況というのは作ってほしいと思う。

それと今いろいろご質問があつて答弁された中で感じていたのですが、とりあえず議案として骨子だけこうして出して、協議は3月27日にするのだという話の中では、即提案の仕方が中途半端になるのではないかと。一部事務組合を設置する協議の場合、その設置が決まってその協議会の協議の中で規約というものが取り扱われるというふうには、普通の事務手続きでいうと地方自治法上でいくとそうになっていると思うけれど、合併特例法が絡んでくるとこの同時議案となって出てくるということの違いは何かという疑問は持っていたものですから、それで今理事者の答弁を聞いていたら、その辺にすごく無理が生じてきていて、これでとりあえず提案します。じゃあその辺の協議は3月27日にしますというようなちょっと中途半端なことになってしまっているのかなと思う。ここの規約というのは大事なことでありますし、この辺は我々きちっと考えておかなければならないと思う。

町長 私の斑鳩町としてはこういう定数の関係等については、若干名という形で、枠は既にはめておいたらそれ以上議論はできないわけです。若干名ですから仮に3月27日にもこれを増やすことはできるわけです。しかし数を決定しておいたら後の議論はできませんし、そういうことを踏まえる中で、7町の中で一つの規約というものを河合町の事務局の方がしていただいた。そして7町にこの関係等については出ておりますから、そういうご意見がある中で、当然3月27日にそういうご意見を十二分に申し上げ、住民の学識経験者の数を3名になるか4名になるか、私は努力していきたいと思っております。

企画財政課長 情報公開等の質問でございますが、前回の委員会でもご答弁させていただきましたように、合併協議会については最近の動向では公開が原則となってきています。そうでないとその議論過程が見えないので、住民に開かれた合併協議ができないとされております。それらにつき

ましては仮に合併協議会が設置されましたら、また新たに規約の規定を設けられて、これ以外にもいろんな規定がございます。事務規定等々もございますので、それらと同様に情報公開の規定も設けられて、そのように運用されると考えております。

それと、人数が入っていないので地方自治法に抵触するのではということですが、今回につきましては住民発議によって議会に提出するものでございまして、60日以内に議会に提出するものでありまして、各町細かい面もあるということで、この人数については市町村課等でも協議の中で7町の長が協議して定めたものが若干名とさせていただいておりますが、これについては結果的には7町の長が協議して定めたものでありますので地方自治法上は問題はないとの回答をいただいております。

里川委員 一部事務組合で立ち上げたときと今回の流れの中で、設置協議という問題と設置についてと設置協議についてと、それと規約の取り扱いその違いについての説明も求めたと思います。

企画財政課長 合併協議会設置案の議会上程の根拠につきましては、地方自治法第252条の2第1項及び第3項に係る普通地方公共団体の議会の議決を得て、関係普通地方公共団体の協議により規約を定めて協議会ができる旨規定をされております。これにつきましては有権者の50分の1住民発議の場合でありますけれども、これにつきましては形式的には一部事務組合の設置と同様な手続きになってこようかと思いません。しかしながら、合併協議会の設置は複数の市町村の合同行為となっておりまして、そうした中で設置主体であります7町の各町の議会において同一内容の規約案にかかる合併協議会設置協議について可決した場合についてのみ合併協議会を設置するものとされております。そうした中で合併協議会設置協議について議会に付議する際には各町長の意見を付した合併協議会設置議案等事前に7町で調整した同一内容の規約案を提出することによりまして、今回提出させていただいて



については各7町の議会が独自に判断して修正することができる、  
そういうことは当然許されているものだと思う。

企画財政課長 仮に三室休日診療所を例にとって申し訳ないですが、規約がござい  
ます。仮に斑鳩町がこの規約についてこの部分が反対でありますよと  
言って否決した場合について、三室休日診療所の運営自体からその規  
約は否決ですので脱退していくことになってまいります。そういうこ  
とが想定されますので、これについては修正する場合にはまず7町で  
協議して、その中で協議が整えば各議会に持ち帰っていただいて、そ  
の中で審議をしていただくと、そういう手続きになってこようかと思  
います。

里川委員 もう1点確認させてください。規約を読んでいる中で、会議のと  
ころで会議の招集についてなのですが、総務省が法定の合併協のマニ  
ュアルを出していると思うのですが、総務省のマニュアルの中でも会  
議については委員の3分の1以上の者から会議の招集の請求がある  
ときは、会長はこれを招集しなければならないというマニュアルの中  
にもこれが書かれているのですが、この今出てきている規約の中には  
そのことには触れられていないのですが、会長が招集するというこ  
とだけになっているのですが、ここの考え方はどのように考えておられ  
ますか。

町長 私らが12月25日これをいただく中で、事務局を持っていただ  
いている河合町が県市町村課等と協議してこの規約を作られたとい  
うことであります。

里川委員 今の町長のご答弁であれば、私が聞きたかった問題の解決の答弁は  
いただいているわけですが、河合町が県と相談したというだけで、  
委員の3分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会長は  
これを招集しなければならないということについて、斑鳩町の担当者

としてはそのことが入っていないことについて、何か担当していただいた事務局との協議はあったのか、私が心配していることについてお答えしていただきたい。

企画財政  
課長

今マニュアルでご質問をされておりますが、最近の合併協議会の会議状況等を見ておりますと、最低限度1月に1回程度合併協議会が開催されております。その中でいろんな意見が出るわけです。当初のマニュアルどおりでしたら今のような論議が始まる前の平成7年当時のマニュアルであろうと思われまます。最近については合併協議、それぞれ人数も増えてきています。構成メンバーも相当増えてきております。その中で活発な論議がされております。その論議を受けまして各町に持ち帰って、各町におきましては前回の委員会でもご説明させていただきましたように、各議会に対してもその都度ご説明されておりますし、各種委員会もございますし、それらを受けて次の会議は急いでやられておりますので、相当延びるようなことは想定されておられませんので、あえて抜いているとご理解しております。

里川委員

そうすると、今後もそういう方向で入ってとこないというように理解してよろしいですね。それと委員の定数のことについても言われておりましたが、学識経験者若干名という、その若干名については今後協議するということなのですが、本当に重要な問題を決める協議会としてはやはりより多くの人たちが参加している形でいろんな意見を汲み上げていただくというのがいいのではないかと、この形でいくと構成が各町少ない人数での構成になるなということなので、このところはもう一度最初から考え直していただきたいなと強く感じているところなのです。より多くの協議会のメンバーで協議をしていただく、小委員会や専門部会等を設けていただいでやっていただくということになっておりますが、私は委員構成についてはもう一度一から考え直していただきたいことを言っておきます。

それと教えていただきたいのですが、会長に事故があるとき、又地

は会長がかけたときは副会長がその職務を代理するというふうに書いていただいている文言につきまして、その時は会長は委員ではないのですが、副会長は委員のままで会長代行という考え方でいいのですね。

企画財政  
課長            そういう考え方でございます。

木田委員       15条の監査のところ、協議会の出納は7町の長が協議して定めた2町の監査委員1名ずつに委嘱して監査するということになっていますが、この2町という中で町の場合は代表監査委員と議会選出の監査委員がありますが、それは誰が監査委員として出ることになるのか、教えていただきたい。

総務部長       この関係についても、どうした方向でしていくかということにつきまして、7町の会議で十分検討して決めていくということになります。それが決まりましたら、・・・の規約に関する協議書を取りまとめて、それぞれ7町の町長が印を押していくということになります。

木田委員       ということは3月27日の会議で見直されきちんとしたものになると理解してよろしいか。

総務部長       この規約の中で7町が協議されるということは、別にまた7町の長と協議して、そのまとまったものを協議書として、それぞれ7町の町長の印を押して提出していくということになってまいります。

木田委員       ちょっと分かりにくいのですが、監査委員にしてもどちらかが出たらいいというものではないと思う。できたら代表監査委員に出てもらった方が会計監査的にはいいのではないかと思う。ただ監査委員1名ずつというような規約の書き方は理解しにくいと思います。

総務部長 これらについても、これまで合併協議会を立ち上げられたところがあります。そういった中で、それらを参考にするなり、より慎重に適切な方を選んでいかなければならないということで、今後検討されると思います。

中川委員 第7条の委員なんですが、その中で学識経験者というのはいろんな人がおられると思う。合併について賛成の人、反対の人、そういう学識経験者の方を選ぶときに、その人の気持ちを確認して選ぶのか、どのようにして選ぶのか教えてもらえますか。

町長 学識経験にはいろんな見方があると思います。こういう関係等については各種団体の中でどこも自治連合会の関係、また婦人会等いろんな関係がございます。そういう関係になってくるのか、いろんな議論の中では学識経験という中でも7町で議論されていくものと思います。そこらは共通した形で学識経験者を選んでいかれると思います。

中川委員 その中でたとえば4名とした場合、反対が4名のある町もあつたら、賛成4名、反対賛成2名2名とか、その辺はその時のたまたまに任せておくのか。

町長 反対賛成という関係というのは学識経験者がいろんなご意見を申されるわけですから、それが反対なのか賛成なのかいろんな意見があると思います。最初から賛成反対ということのやり方は難しいと思う。そこらは一定の方向付けで、先ほど申しましたように、自治連合会の関係の方とか、婦人会とか、商工会とか、そこらの関係等の中から選んでいかれるのではないかと考えております。

中川委員 その各種団体の長でそれぞれ個人の思いを持っておられる。それらを確認しないで決めていくということですか。

町 長           それはそういう形で選ばれた人が、こういう7町の関係で合併する  
のか、しないのか、それぞれ自分の地域としての判断をされていくと  
思うし、率直なご意見を申し上げていただいて、そういうことで最終  
的に集約していかれると思います。

中川委員       職員の13条のところ、協議会の事務に従事する職員は、7町の  
長が協議して定めた者を持って充てる、となっていますが、これはど  
ういう立場の人が選ばれるのか。

助 役           現在異動時期でございますので、そういうことも含めながら、この  
面について適切な人事を定めていくということで考えています。

中川委員       町の職員さんということですね。

野呂委員       基本的なことで聞いておきたいのですが、提出された議案について  
であります、これは果たして法律に則った議案として完備している  
のかという疑問なのですが、今度の住民発議に基づく合併協設置の請  
求ですね、合併特例法第4条の2に基づいてということですが、この  
第6項、通知を受けた日から60日以内にそれぞれの議会を招集して、  
請求に基づく合併協議会に係る地方自治法第252条の2第1項の規  
定により議会に意見を付して付議しなければならないとなっていま  
す。今日の臨時議会にはこの規定に基づいて招集され、議案にかけて  
いるわけですが、この6項にありますように議会に議案として付議さ  
れるのは同一請求に基づく合併協議会設置協議であって、合併協議会  
設置そのものではないということですね。そこの所が曖昧になってい  
るのではないかと思う。法律ではそう読みとれないのです。これを受  
けて第27項はすべての同一請求関係市町村の議会が同一請求に基づ  
く合併協議会設置協議について可決した場合はすべての同一関係市  
町村は当該協議により規約を定め、合併協議会を置くものとする、  
こうなっているのです。ですから協議について先に議決をして、そ



ここで初めて合併協議会を置くものとするようになってはいるわけですね。その辺の法的関係が手順どおりとしてはずさんなものになっているのではないかと思うのです。つまり設置協議を7町議会がすべて可決した後に7町の協議によって規約を定めることになっているというように思うのです。この規約が議会で議決されたことをもって合併協議会の設置が確定することになると思う。設置協議の議会決議もしておらないのに、協議の結果としての規約が同時に提案されるということは明らかに合併特例法第4条の2の第6項及び27項に違反していると思う。そういうことで合併特例法のこれらの規定は地方自治法の252条の2の第1項及び第3項に基づいている。第1項は普通地方公共団体は協議により規約を定め、普通地方公共団体の協議会を設けることができ、それから第3項は第1項の協議については普通地方公共団体は議会の議決を得なければならないというように規定しているわけです。そういう点について法律が謳っているとおりに行っているのかという疑問があるわけです。

企画財政  
課長

まずこれにつきましては合併特例法第4条に基づく合併協議会設置の請求であります。その中におきましては50分の1以上の定数を持って合併協議会の設置を要求することができます。そうした中で先ほど里川委員のご質問でもお答えさせていただきましたが、今野呂委員さんが言われましたように今回の合併協議会、住民発議によるものにつきましては、合併協議会の設置は複数の市町村の合同行為であります。それぞれ7町にされております。つまり設置主体であります7町の議会において同一内容の規約案に係る合併協議会の設置の協議について可決した場合においてのみ合併協議会を設置することができます。1つでも否決すれば合併協議会はできません。そうした内容の法律でありますので、当然ながら合併協議会設置について議会に付議する際には町長の意見を付した合併協議会設置議案と事前に7町で調整した同一内容の規約案を提出することが必要となってまいります。これが法的解釈でありますので、一切法的には抵触いたしておりません。

野呂委員 だから各7町個別で先に設置の決議をしておらないから、話だけで協議だけしているからこういう問題が起こってきていると思う。そこには法的に矛盾があると思う。理解がいかないわけや。最初に議決を求めているのは合併協議会設置協議、これを議決しろと言っているのでしょう。それをしてそれから合併協議会の設置ができるとなっている。そこの所をごまかしていると言っている。手続き上。

企画財政課長 全然ごまかしておりません。今回住民発議による場合ですので、同一内容につきましての案件をそれぞれ出しておりまして、一つでも否決されれば合併協議会は設置されることとはなりませんので、この場合につきましては、その議案と規約案を同時に提出することとなります。

野呂委員 規約と合併協議会の決議があるわけですが、そこの所が請求が出たからと言って押し切るということは納得いかない。

委員長 手続き上それについては何ら問題がないと思う。言っておられることがどうも理解できない。

暫時休憩します。（午前11時23分）

委員長 再開いたします。（午前11時35分）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（ 異議あり ）

委員長 異議ありとのことですので、これより討論を行います。

まず、本件を可決することに反対の方の意見を求めます。

里川委員 法定合併協議会設置請求についての反対の立場から討論をさせていただきたいと思います。住民発議の協議会設置請求につきまして、頭から反対するとか、まちの将来を考えることにリンクして合併についての可能性を考えること、このことについては否定するものではありません。けれども署名を取られたときの住民に対する説明によりますと、請求書の文章との中に違いがあるのではないかということもこの間に感じております。斑鳩町では署名された方も少なかったのですが、その間に署名された方々からの話を聞きますと、合併するしないという協議するというのが全面に押し出されて署名をしてしまったと、こういうことで設置請求されているんだというような話をしますと、そういうつもりではなかったというように、後日そういうお話を何人の方から聞いた経過もございます。そしてその設置請求書の方を読ませていただきますと、合併の是非を含めてという内容をおっしゃられているのですが、請求の内容の中には合併の是非という文言は全く出てきておらず、私たちは西和7町区域として市町村合併を図り、地方行政の構造改革を行うことが理想の地域づくりを推進する手段として必要不可欠であるという判断を下された上での請求内容というふうに私は捉えさせていただきました。そして私自身はずっと前から申し上げておりますように、合併特例法の3条の協議会設置に関しましては市町村の合併をしようとする市町村は合併に関する協議を行う協議会であるという、法的にきちんと謳われている、入り口出口は合併ということになっているというふうに判断をしています。ですから法的に縛られた、前回の委員会でもお尋ねしましたがけれども、法定の合併の協議会、しかも今の議案を見ますと少人数で組織された中で、本当に住民のみなさん、多くの方の意見をきちんと反映させた自由な議論の場となるのかどうかということの懸念をいたします。そういうことを含めまして、私たちが調査をさせていただく中で、斑鳩町の住民の方にもアンケートを今採っております。このアンケートの中にも賛成の方は10%ございます。そして賛成といわれた方の中でも新市の

名前から斑鳩という名前がなくなるのはどうしても考えられない、また住民投票をしてほしい、住民に説明してほしい。その中で私自身気になりましたが、合併が言われていることを知っているということは90%の方が答えられております。けれども法定合併協議会の設置請求があったことはご存じですかという、76%の方が知らないと答えておられます。ということの中で私としましては、現在の状況の中で法定の合併協議会を設置するのは時期尚早ではないか、自由に論議ができる任意の法定合併協議会の設置に向けて努力すべきではないか。そしてまた全国的にもこの合併協議会の設置がなされておりますが、今組織されている団体数、そして参加されている自治体数を見ましても、やはり任意の合併協議会からスタートして法定へと移られている中で、今任意の合併協議会の方が多く組織されているように思っています。ですから私どもは任意の合併協議会設置に向けて進むということが望ましいのではないかという意向を持ちまして、今回の議案に対しまして反対とさせていただきます。

委員長 次に、本件を可決することに賛成の方の意見を求めます。

喜多委員 議案第1号平群町・三郷町・斑鳩町・安堵町・上牧町・王寺町・河合町の法定合併協議会の設置について賛成の立場から意見を申し上げます。議案となっております生駒郡4町、北葛城郡一部である3町との7か町での法定合併協議会の設置であります。これは奈良県における市町村の行政体制整備について、いわゆる「奈良県市町村合併推進要綱」が発表され、平成12年12月に公表された中で、将来的に自主的な市町村合併の議論を進めるにあたって参考とするために市町村の組み合わせの基本的なパターンとして例示されたものの1つであると私は理解しています。また、県下では初の民主発議として昨年12月に法に基づく手続きによって合併協議会設置の請求がなされたところであります。

例えば、この7か町が合併をした場合、人口約15の万人となり、

基礎的自治体として、1人当たりの経費を分析する中では、最も少ない歳出で効率的な行政サービスが見込まれるといった自治体再編となります。交通、通信手段の発達で住民の生活エリアは拡大され、ますます進展する少子、高齢社会の中で介護保険や環境問題、またバリアフリー化等広域的視点に立ったまちづくりが必要になってまいります。さらに、地方分権への対応としての受け皿である自治体の行財政基盤の強化が求められております。

本来ならば任意合併協議会を設置し、種々の行政課題の検討をしていくその過程で多くの情報を住民に提供し、また住民の意識向上や合併についての気運を醸成することが望ましいと思われませんが、優遇措置が受けられる合併特例法の期限が平成17年3月末と迫っており、早急な設置が必要ではないかと考えます。

総務省自治行政局は、平成14年3月付けで、できるだけ早期に法定合併協議会を設置することが望ましいとして都道府県及び市町村に対し、平成14年度は正念場である大事な1年と位置づけ、全国各地の合併が迅速、かつ着実に行われるように合併推進のための一層の取り組みを要請しております。

この議会の中でも一般質問等で複数の議員が、それぞれの立場で合併論の議論を重ねてきました。私もその1人であります。市町村合併は行政改革の一手段でもあり、21世紀の新しいまちづくりは、国依存から脱却して「自己決定、自己責任」の地方自治を確立することが最大の課題ではないでしょうか。

法隆寺という世界文化遺産を抱える我が斑鳩町として、歴史、文化をどのように地域の特性として生かし将来の発展へ導くのか、今まさに住民と議会、行政と共にしっかりと将来のあるべき姿を見いだす機会として、その時期であることを私たちは認識しなければならないのではないかと思います。合併協議会において住民の意志が強く反映されて、具体的なまちづくりの計画策定ができるように期待いたしまして、この合併協議会の設置については賛成するものであります。

委員長 本件については、賛否両論であります。これより挙手により採決をいたします。

本件を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成多数 賛成10人、反対2人)

委員長 賛成多数であります。

よって、議案第1号、平群町・三郷町・斑鳩町・安堵町・上牧町・王寺町・河合町合併協議会の設置については賛成多数のより、原案どおり可決すべきものと決しました。

これをもって、本日の案件については終了いたしました。なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいがご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 ありがとうございます。

閉会にあたり、町長の挨拶をお受けします。

町 長 ( 町長挨拶 )

委員長 これをもって、市町村合併調査研究特別委員会を閉会いたします。

(午前11時46分)

|